

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び
「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」
に関するQ & Aの更新

事業者の皆様から問合せの多い事項について、ガイドラインに関するQ & Aを追加等しました。

※ 従前からあったQ & Aについて更新した箇所は、赤字（追加した部分には下線・削除した部分には取消線）で示しています。また、更新理由を併せて記述しています。

1 ガイドライン（通則編）

1-1 定義

（個人情報）

Q 1-11 店舗に防犯カメラを設置し、撮影した顔画像やそこから得られた顔認証データを防犯目的で利用することを考えています。個人情報保護法との関係で、どのような措置を講ずる必要がありますか。

A 1-11 本人を判別可能なカメラ画像やそこから得られた顔認証データを取り扱う場合、個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔認証データを利用しなければなりません。本人を判別可能なカメラ画像を撮影録画する場合は、個人情報の取得となりますので、個人情報の利用目的をあらかじめ公表しておくか、又は個人情報の取得後速やかに本人に通知若しくは公表することが必要です。

防犯カメラにより、防犯目的のみのために撮影する場合、「取得の状況からみて利用目的が明らか」（法第18条第4項第4号）であることから、利用目的の通知・公表は不要と解されますが、防犯カメラが作動中であることを店舗の入口や設置場所等に掲示する等、本人に対して自身の個人情報が取得されていることを認識させるための措置を講ずることが望ましいと考えられます。更に、カメラ画像の取得主体や内容を確認できるよう、問い合わせ先等について店舗の入り口や設置場所に明示するかあるいはこれを掲載したWEBサイトのURL又はQRコード等を示すことが考えられます。

また、カメラ画像や顔認証データを体系的に構成して個人情報データベース等を構築した場合、個々のカメラ画像や顔認証データを含む情報は個人データに該当するため、個人情報保護法に基づく適切な取扱いが必要です。

なお、「顔認証」等の画像処理の方法等は利用目的として直ちに記載が求められているものではないものの、透明性を確保するために、カメラの設置者は被写体となる本人が確認できるよう、画像処理の方法等の詳細やプライバシーポリシーについて掲載したWEBサイトのURL又はQRコード等を示すことが考えられます。

(平成 30 年 12 月更新)

(更新理由)

更新時期を明記しました。

(個人情報)

Q 1-13-2 防犯目的のために、万引き・窃盗等の犯罪行為や迷惑行為に対象を限定した上で、顔認証システムを導入しようとする場合にどのような注意が必要とされますか。

A 1-13-2 カメラ画像や顔認証データを体系的に構成して個人情報データベース等を構築した場合、個々のカメラ画像や顔認証データを含む情報は個人データに該当するため、個人情報保護法に基づく適切な取扱いが必要です。

防犯目的のために、万引き・窃盗等の犯罪行為や迷惑行為に対象を限定した上で、顔認証システムを導入して顔認証データを含む個人データを用いようとする場合には、特定された利用目的の達成のために必要最小限の範囲内において顔認証システムへの登録を行い、個人データを正確かつ最新の内容に保つ必要があります。

具体的には、各事業者においてどのような基準でデータベースに登録するか社内ルールを設定し、誤登録等を防ぐための適切な措置として、例えば被害届の有無により判断を行うなど客観的に犯罪・迷惑行為が確認されるケース等に限定するとともに、事業者内で責任を有する者により登録の必要性和正確性について確認が行われる体制を整えること等が重要です。

(平成 30 年 12 月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

(個人情報)

Q 1-13-3 電光掲示板等に内蔵したカメラで撮影した本人の顔画像から、性別や年齢といった属性情報を抽出し、当該本人向けにカスタマイズした広告を電光掲示板等に表示しています。属性情報を抽出した後、顔画像は即座に削除しています。個人情報保護法上、どのような措置を講ずる必要がありますか。

A 1-13-3 カメラにより特定の個人を識別できる顔画像を撮影した場合、個人情報を取得したことになりますので、不正の手段による取得とならないよう、事業者はカメラが作動中であることを掲示する等、カメラにより自身の個人情報が取得されていることを本人が容易に認識することが可能となる措置を講ずる必要があります。

また、個人情報取扱事業者が、一連の取扱いにおいて、顔画像を取得した後、属性情報を抽出した上で、当該属性情報に基づき当該本人向けに直接カスタマイズした広告を配信する場合、当該顔画像を直ちに廃棄したとしても、当該顔画像について、特定の個

人を識別した上で、広告配信を行っているとは解されます。このように顔画像を取り扱う場合には、その利用目的をできる限り特定し、あらかじめ公表するか、又は個人情報の取得後速やかに本人に通知若しくは公表するとともに、当該利用目的の範囲内で利用しなければなりません。

(平成 30 年 12 月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

(個人情報データベース等)

Q 1-45-2 インターネット上等において不特定多数の者が取得できる公開情報（一般人・民間企業が公表している情報だけでなく、官報等公的機関が公表している情報を含む）を取得し、新たに特定の個人情報を検索することができるように構成したデータベースを作成した上で、不特定多数の者が閲覧できるようにすることはできますか。

A 1-45-2 公開情報であっても、生存する個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報（他の情報と容易に照合できる場合を含みます。）は、個人情報に該当し、このような情報を集めて、新たに特定の個人情報を検索できるように作成したデータベースは、原則として、個人情報データベース等に該当します。

したがって、事業者の規模にかかわらず、これを事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者に該当するため、利用目的の通知又は公表が必要となります（法第 18 条第 1 項）。

また、このような情報を不特定多数の者が閲覧できるような状態に供する行為は、第三者提供に該当し、原則として本人の同意が必要となります（法第 23 条第 1 項）。

(令和元年 6 月追加)

(個人情報取扱事業者)

Q 1-50 NPO 法人や自治会・町内会、同窓会、PTA のような非営利の活動を行っている団体も、個人情報取扱事業者として、個人情報保護法の規制を受けるのですか。

A 1-50 個人情報保護法における「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、非営利の活動を行っている団体であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者に該当します。NPO 法人や自治会・町内会、同窓会、PTA のほか、サークルやマンション管理組合なども個人情報取扱事業者該当し得ます。

(平成 30 年 7 月更新)

(更新理由)

更新時期を明記しました。

(個人情報取扱事業者)

Q 1-50-2 民生委員・児童委員が個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱事業者として個人情報保護法の規制を受けるのですか。

A 1-50-2 民生委員・児童委員は非常勤・特別職の地方公務員であり、法第2条第5項第2号における「地方公共団体」の職員に当たることから、民生委員・児童委員として活動する範囲内では個人情報取扱事業者から除かれています。

なお、民生委員・児童委員には民生委員法第15条等により守秘義務が課されています。

(平成30年7月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

1-3 個人情報の取得 (法第17条・第18条関係)

(利用目的の通知又は公表)

Q 3-10-2 飲食店を営んでいます。顧客から予約を受けるときに取得した個人情報を取り扱う際に、どんなことに注意すればよいですか。

A 3-10-2 事業者の規模にかかわらず、事業者が事業の用に供するために個人情報データベース等を取り扱っている場合、個人情報取扱事業者に相当するため、利用目的の通知又は公表が必要になります(法第18条第1項)。

また、個人情報取扱事業者が保有する個人データを第三者に提供するには、原則として本人の同意が必要になります(法第23条第1項)。

なお、電話番号等の連絡先等も、氏名等の特定の個人を識別できる情報と結びついて保存されている場合、個人情報に該当することになります。

(平成30年7月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

(利用目的の通知又は公表)

Q 3-10-3 PTAが学校から生徒等に関する個人情報を取得する場合、こういった点に注意すればよいですか。

A 3-10-3 PTAが名簿を作成しようとする場合、本人にその利用目的を通知・公表し、本人から取得した個人情報をその利用目的の範囲内で利用することが可能です。

なお、学校による個人情報の提供については、私立学校の場合には個人情報保護法が、国公立の学校の場合には、設立主体に応じて独立行政法人等個人情報保護法や自治体の

条例が適用され、それらの規定に基づいて適切に取り扱うことが求められます。

(平成 30 年 7 月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

(直接書面等による取得)

Q 3-14 私立学校、自治会・町内会、同窓会、PTA 等が本人から書面で提出を受けた個人情報を利用して名簿を作成し、配布する場合はどのようにすればよいですか。

A 3-14 私立学校、自治会・町内会、同窓会、PTA 等は本人に対し利用目的を明示した上で、個人情報を取得し、名簿を作成することが可能です。名簿を配布するなど、本人以外の者に個人データを提供する場合には、原則として、本人の同意を得る必要があります。

例えば、掲載されている全員に配布する名簿を作成し、クラス内で配布するなど利用目的及び提供先を明示し、同意の上で所定の用紙に個人情報を記入・提出してもらう方法などが考えられます。

※詳しくは、「会員名簿を作るときの注意事項

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei.pdf)」をご覧ください。

(平成 30 年 7 月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

1-4 個人データの管理（法第 19 条～第 22 条関係）

(データ内容の正確性の確保等)

Q 4-3-2 防犯カメラにおける顔画像や顔認証データなどの個人データの保有期間についてはどのように考えれば良いですか。

A 4-3-2 個人情報取扱事業者は法第 19 条に基づき個人データをその利用目的を達成する範囲内において保有することとされており、その保有期間については、利用する必要がある最小限の期間とする必要があります。

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保存期間の設定等を行う必要があります。顔画像や顔認証データなどの個人データについては、取得後 6 か月を超えて保有する等の場合には保有個人データに該当することとなります。

(平成 30 年 12 月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

1-5 個人データの第三者への提供（法第 23 条～第 26 条関係）

（第三者提供の制限の原則）

Q 5-20 民生委員・児童委員をしています。市町村や民間の事業者から、活動に必要な個人情報の提供を受けられず苦慮しています。提供を受けることは可能ですか。

A 5-20 民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。民生委員・児童委員には、民生委員法等において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、当該民生委員等への個人データの提供が法令に基づく場合や、当該民生委員等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることなく当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本人の同意を得ることなく当該個人データを提供することができる（法第 23 条第 1 項第 1 号及び第 4 号）。したがって、これらの場合、民生委員等は本人の同意を得ることなく、個人データの提供を受けることは可能と考えられます。

また、地方公共団体の保有する個人情報については、それぞれの条例に基づいて提供が行われることとなります。

（平成 30 年 7 月更新）

（更新理由）

更新時期を明記しました。

（第三者提供の制限の原則）

Q 5-20-2 大規模災害等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等の個人情報を関係者で共有する場合、本人の同意なく共有することができますか。

A 5-20-2 個人データを第三者に提供する際には原則本人の同意が必要ですが、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要となっています（法第 23 条第 1 項第 2 号）。したがって、大規模災害等の緊急時に、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには自治会等の個人情報取扱事業者が保有する個人データを本人の同意なく関係者等に提供することは可能と解されます。

（平成 30 年 7 月追加）

（更新理由）

追加時期を明記しました。

(第三者提供の制限の原則)

Q 5-20-3 地震等の災害時に支援が必要な高齢者、障害者等のリストを災害時に備えて関係者間で共有することは可能ですか。

A 5-20-3 災害対策基本法では、市町村長は、避難行動要支援者(※)について、避難支援等を実施するための基礎となる名簿(避難行動要支援者名簿)を作成することが義務付けられています。

この名簿は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、原則本人の同意を取得した上で関係者に提供するものとされています(ただし、各市町村の条例に特別の定めがある場合は、本人の同意を得ずに関係者で共有することができます。)

また、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合で特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ずに関係者で共有することができます。

なお、災害対策基本法には、名簿を提供する際に避難行動要支援者や第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努めることや、提供を受けた場合の秘密保持義務なども規定されています。

※ 「避難行動要支援者」とは、当該市町村に居住する、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとされています。

(平成 30 年 7 月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

(第三者に該当しない場合)

Q 5-26-2 ガイドライン(通則編)3-4-3の「(1)委託(法第23条第5項第1号関係)」に、個人情報保護法上委託に該当しない場合として記載されている「委託された業務以外に当該個人データを取扱う」事例としては、どのようなものがありますか。

A 5-26-2 次のような事例が考えられます。

- 事例1) 個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、提供された個人データを委託の内容と関係のない自社の営業活動等のために利用する場合
事例2) 複数の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、各個人情報取扱事業者から提供された個人データを区別せずに混ぜて取り扱っている場合

(平成 30 年 12 月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

(第三者に該当しない場合)

Q 5-32-2 防犯目的のために取得したカメラ画像・顔認証データ等について、防犯目的の達成に照らして真に必要な範囲内で共同利用をすることは可能ですか。その場合には、どのような点に注意する必要がありますか。

Q 5-32-2 一般に個人データを共同利用しようとする場合には、法第 23 条第 5 項に基づき、①共同利用をする旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的及び⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称をあらかじめ本人に通知又は容易に知りうる状態に置く必要があります。

防犯目的のために取得したカメラ画像・顔認証データを共同利用しようとする場合には、共同利用されるカメラ画像・顔認証データ、共同利用する者の範囲を目的の達成に照らして真に必要な範囲に限定することが適切であると考えられます。防犯目的の達成に照らし、共同利用される個人データを必要な範囲に限定することを確保する観点からは、例えば共同利用するデータベースへの登録条件を整備して犯罪行為や迷惑行為に関わらない者の情報については登録・共有しないことが必要です。

また、共同利用は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で当該個人データを共同して利用することを認める制度です。このため、共同利用する者の範囲は本人がどの事業者まで現在あるいは将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要があります。

さらに、個人データの開示等の請求及び苦情を受け付けその処理に尽力するとともに個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有し安全管理等個人データの管理について責任を有する管理責任者を明確に定めて必要な対応を行うことが求められます。

(平成 30 年 12 月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

(第三者に該当しない場合)

Q 5-32-3 過去に取得した個人データを特定の事業者との間で共同利用することは可能ですか。

Q 5-32-3 一般に、個人データを共同して利用する場合には、①共同利用をする旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者

の利用目的及び⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、個人データの共同利用を開始する前に、本人に対して通知するか、本人が容易に知り得る状態に置く必要があります（ガイドライン（通則編）3-4-3（3）参照）。これに加えて、既に事業者が取得している個人データについて共同利用を検討する際には、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断した上で、当該個人データを取得する際に当該事業者が法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲内であることを確認する必要があります。

（平成30年12月追加）

（更新理由）

追加時期を明記しました。

（第三者に該当しない場合）

Q 5-32-4 既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合について、「社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に認められる範囲内」に含まれる場合は、どのような場合ですか。

Q 5-32-4 取得の際に通知・公表している利用目的の内容や取得の経緯等にかんがみて、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用すること、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的等が、当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に認められるような場合をいいます。

（平成30年12月追加）

（更新理由）

追加時期を明記しました。

（第三者に該当しない場合）

Q 5-36 マンション管理組合でマンションの修繕を予定しており、工事会社に居住者の個人情報を提供する必要がありますが、あらかじめ本人の同意を得なければいけませんか。

A 5-36 個人データを第三者に提供する際には、原則としてあらかじめ本人の同意を得る必要があります。利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関し委託（法第23条第5項第1号）をする場合には、本人の同意は不要です。したがって、マンション管理組合が工事会社に修繕を発注する際に、当該工事会社が修繕を行うために個人データの取扱いを委託する必要がある場合には、居住者の氏名等を提供するための本人の同意は不要ですが、委託者は個人データの取扱いについて、委託先を監督する義務があります（法第22条）。

（平成30年7月追加）

(更新理由)

追加時期を明記しました。

(第三者に該当しない場合)

Q 5-37 マンション管理組合とマンション管理会社の間で居住者の氏名等の情報を共有することは可能ですか。

A 5-37 個人データを第三者に提供する際には、原則としてあらかじめ本人の同意が必要となりますので、本人の同意を取得している場合はマンション管理組合とマンション管理会社の間で居住者の氏名等の個人データを共有することは可能です。なお、管理組合が管理会社に対して、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いに関し委託（法第 23 条第 5 項第 1 号）をする場合には、第三者提供に該当しないため、本人の同意がなくとも、個人データの提供を受けることが可能です。ただし、委託者は個人データの取扱いについて、委託先を監督する義務があります（法第 22 条）。

(平成 30 年 7 月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

(第三者に該当しない場合)

Q 5-38 マンション管理組合がマンション管理会社に管理業務を委託している場合に、管理組合が保有する組合員名簿を管理会社が提供してもらうよう求めることは可能ですか。

A 5-38 マンション管理規約や管理業務委託契約の内容にもよりますが、一般的に利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務を委託する場合には、第三者提供には該当しません。また、委託内容に組合員名簿の作成・保管等が含まれている場合に管理会社から管理組合に名簿を提供することも第三者提供にはなりません。したがって、この委託の範囲内であれば、個人情報保護法上、管理組合が管理会社へ本人の同意を取得することなく名簿を提供することは可能と解されます。ただし、委託者は個人データの取扱いについて、委託先を監督する義務があります（法第 22 条）。

(平成 30 年 12 月更新)

(更新理由)

更新時期を明記しました。

1-6 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（法第 27 条～第 34 条関係）、個人情報の取扱いに関する苦情処理（法第 35 条関係）

(保有個人データの開示)

Q 6-5 「貴社が保有する私の情報全てを開示せよ」という請求があった場合には、どのように対応したらよいですか。

A 6-5 同一の情報主体についても、様々な保有個人データを保有していることが多いため、法第 32 条第 2 項前段により、個人情報取扱事業者は、開示を請求している本人に対して、対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができます。したがって、本人が、この求めに応じて、開示を請求する範囲を一部に特定した場合には、本人が特定した範囲で開示をすれば足りる。

ただし、法第 32 条第 2 項後段により、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示の請求をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければなりません。

なお、法第 32 条第 2 項前段は、本人に対し、開示を請求する保有個人データの範囲を一部に限定する義務を課すものではなく、また、個人情報取扱事業者に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認めるものでもありません。ただし、個人情報取扱事業者は、本人からの保有個人データの開示の請求を受けて、保有個人データを開示することにより、個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、法第 28 条第 2 項第 2 号に該当し、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができます。

(平成 30 年 12 月更新)

(更新理由)

更新時期を明記しました。

(保有個人データの開示)

Q 6-9-2 防犯目的のために、万引き・窃盗等の犯罪行為や迷惑行為に対象を限定した上で、顔認証データを登録して保有個人データとした場合には、個人情報保護法に基づきどのように開示請求、内容の訂正、利用停止の請求等に対応する必要がありますか。

A 6-9-2 防犯目的のために登録された顔認証データ等が保有個人データである場合、法令に基づき開示請求等に適切に対応する必要があります。すなわち、開示請求がなされた場合には、保有個人データの開示義務の例外事由に該当しない限り、開示請求に適切に対応する必要があります。また、訂正等請求や利用停止等の請求が行われた際にも、法令に基づき適切に対応する必要があります。

(平成 30 年 12 月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

(苦情処理)

Q 6-22 個人情報保護法に基づく開示請求、内容の訂正、利用停止の請求等への対応等に関する苦情や相談がある場合に、当該個人情報取扱事業者とともに、認定個人情報保護団体が対応することは可能ですか。

A 6-22 認定個人情報保護団体は、消費者と事業者の間に立ち、対象事業者である個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、消費者からの苦情の処理や相談対応を行うこととされています。また、認定個人情報保護団体は、各業界の特性を踏まえつつ、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続等に関し、個人情報保護指針を作成し、対象事業者はこれを遵守することとされています。

認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の保有個人データの開示請求、内容の訂正、利用の停止等の請求等への対応等に関する苦情の申出があったときは、認定個人情報保護団体は法令に基づいてこれを受け付けて、当該個人情報取扱事業者とともに、適切に対応を行うことが求められています。

(平成 30 年 7 月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

1-7 講ずべき安全管理措置の内容

(全般)

Q 7-7-2 防犯カメラを設置して個人データを取り扱う場合には、安全管理措置として特にどのような点に注意すれば良いですか。

A 7-7-2 個人情報取扱事業者は法第 20 条に基づき個人データについて安全管理措置を講ずることが義務付けられています。顔画像や顔認証データなどの個人データについては、当該個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要があり、具体的には組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置として、例えば以下のような措置が考えられます。

- ①組織的安全管理措置：カメラ画像等を取り扱う情報システムを使用できる従業員を限定、事業者内の責任者を定める、管理者及び情報の取扱いに関する規程等を整備する 等
- ②人的安全管理措置：従業員に対する適切な研修（個人情報保護法の適用範囲・義務規定、カメラ画像の取扱いに関する講義等）等を実施する 等
- ③物理的安全管理措置：カメラ及び画像データを保存する電子媒体等の盗難又は紛失

等を防止するために、設置場所に応じた適切な安全管理を行う 等

- ④技術的安全管理措置：情報システムを使用してカメラ画像等を取り扱う場合や、IPカメラ（ネットワークカメラ、WEB カメラ）のようにネットワークを介してカメラ画像等を取り扱う場合に、必要とされる当該システムへの技術的なアクセス制御や漏えい防止策等を講ずる（アクセス制御には適切な場合にはパスワード設定等の措置も含む。） 等

なお、カメラ画像がデータベースを構築していない場合には、個人データとして法第20条の安全管理措置を講ずる義務が直接適用される対象ではないものの、当該画像が漏えい等することがないよう、上記の各種安全管理措置を参考として適切に取り扱うことが望ましいと考えられます。

(平成30年12月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

1-8 その他

(域外適用)

Q 8-2-2 外国で活動する事業者で、日本を含む各国にいる者に対してサービスを提供しており、当該サービス提供のため各本人から個人情報を取得しています。日本の利用者の個人データを含む漏えい等事案が生じた場合、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置をとるとともに、個人情報保護委員会等へ報告する必要がありますか。

A 8-2-2 法第75条に基づき、外国にある個人情報取扱事業者のうち、日本にいる者に対して物品やサービスの提供を行い、これに関連して本人から個人情報を取得した者が、外国においてその個人情報を取り扱う場合は、ガイドライン（通則編）の「6-1 域外適用」にあるように、法第20条（安全管理措置）も適用されます。

したがって、このような外国にある個人情報取扱事業者が日本の利用者の個人データを含む漏えい等事案を発生させた場合には、日本にある個人情報取扱事業者と同様に、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置及び個人情報保護委員会等への報告の対象となります。

なお、域外適用についてはQ 8-2をご参照ください。

(平成30年7月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

(適用除外)

Q 8-3 個人情報保護法の適用除外とはどのような制度ですか。

A 8-3 個人情報取扱事業者等のうち、憲法上保障された自由（表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由）に関わる以下の主体が以下の活動のために個人情報等を取り扱う場合には、その限りにおいて、個人情報取扱事業者等の義務は適用されません（法第 76 条第 1 項）。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 報道機関 | 報道活動 |
| (2) 著述を業として行う者 | 著述活動 |
| (3) 学術研究機関・団体 | 学術活動 |
| (4) 宗教団体 | 宗教活動 |
| (5) 政治団体 | 政治活動 |

また、これらの諸活動の自由を確保するため、これらの活動の相手方である個人情報取扱事業者等の行為（例：①政党から政治活動を行うため要請があった場合に、後援会等が本人の同意なく個人データを提供すること、②新聞社等の報道機関が報道目的で個人情報を取り扱う場合に、報道機関に対して本人の同意なく個人データを提供すること）についても、個人情報保護委員会は、その行為に関する限り、その個人情報取扱事業者等に対して、報告の徴収、勧告、命令などの権限を行使しないこととされています（法第 43 条第 2 項）。

(平成 30 年 7 月更新)

(更新理由)

更新時期を明記しました。

2 ガイドライン（外国にある第三者への提供編）

Q 9-9 施行規則第 11 条の 2 第 1 号では、「個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間」で適切かつ合理的な方法により措置の実施を確保することとされていますが、個人情報取扱事業者と同じ内規等が適用される別会社と、個人データの提供を受ける者との間で締結された委託契約は適切かつ合理的な方法に該当しますか。

A 9-9 当該委託契約及び当該内規等によって、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者の講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを実質的に担保することができる場合には、適切かつ合理的な方法に該当するものと考えられます。

(平成 30 年 12 月更新)

(更新理由)

更新時期を明記しました。

Q 9-10 個人データを「外国にある第三者」（提供先）に提供した後、当該「外国にある第三者」がさらに別の「第三者」（再提供先）に個人データを提供する場合、当該「第三者」（再提供先）が「外国にある第三者」（提供先）と同一国内にある者のときは、どのような措置を講じる必要がありますか。また、当該「第三者」（再提供先）が日本にある者のときは、どのような措置を講じる必要がありますか。

A 9-10 法第 24 条の「外国」は、本邦の域外にある国又は地域を指します。したがって、当該「第三者」（再提供先）が本邦の域外にある国又は地域にある者の場合は、「外国にある第三者」（提供先）と同一国若しくは地域にあるか、又は異なる国若しくは地域にあるかにかかわらず、同条の規定の趣旨に沿った措置（ガイドライン（外国にある第三者への提供編）~~3~~4-2-10）を講じる必要があります。

他方、当該「第三者」（再提供先）が日本にある者の場合は、「外国にある第三者」に該当しないため、法第 23 条の規定の趣旨に沿った措置（同ガイドライン~~3~~4-2-9）を講じる必要があります。

（令和元年 6 月更新）

（更新理由）

修辭上の修正を行いました。

Q 9-11 外国にある第三者に対して、氏名を削除するなどして個人を特定できないようにして当該者にとっては個人情報に該当しないデータの取扱いを委託し、当該者が個人情報に復元することがないような場合においても、法第 24 条は適用されますか。

A 9-11 法第 24 条は適用されます。受領者たる「外国にある第三者」にとって個人情報に該当しないデータを提供する場合において、当該者が個人情報を復元することがないこととなっているときは、結果として、施行規則第 11 条の 2 で定める基準に適合する体制を整備しているものと解されます。ただし、この場合であっても、委託者たる個人情報取扱事業者は法第 22 条に基づき委託先に対する監督義務があることに留意が必要です。

（平成 30 年 12 月更新）

（更新理由）

更新時期を明記しました。

3 ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）

3-1 確認・記録義務の適用対象

Q10-2 外国にある第三者に個人データを提供する場合、法第 25 条に基づく記録を作成しなければなりません。また、この場合において、提供者は、法第 24 条・施行

規則第 11 条の 2 第 1 号との関係において、当該第三者からさらに別の第三者に提供する場合に記録を作成するように措置を講じなければなりません。

A10-2 外国にある第三者に個人データを提供する場合でも、原則として、法第 25 条に基づく記録義務は適用されます。具体的には、ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）2-1-2 の【外国にある第三者に個人データを提供する場合の記録義務の適用】のとおりです。

他方、法第 24 条・施行規則第 11 条の 2 第 1 号との関係において、当該第三者から別の第三者に提供する場合においては、法第 25 条に基づく記録に相当する記録を作成する措置を講じる必要はありません。

（平成 30 年 12 月更新）

（更新理由）

更新時期を明記しました。

4 ガイドライン（匿名加工情報編）

4-1 定義

Q11-1-2 統計情報と匿名加工情報の違いは何ですか。

A11-1-2 統計情報は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計等して得られる情報であり、一般に、特定の個人との対応関係が排斥されているため、「個人情報」に該当しないものです。他方、匿名加工情報は、法第 36 条第 1 項に基づき、施行規則第 19 条各号で定める基準に従い加工したものであり、例えば、ある一人の人物の購買履歴や移動履歴等の情報など、個人単位の「個人に関する情報」を含むものです。

（平成 30 年 7 月追加）

（更新理由）

追加時期を明記しました。

4-2 匿名加工情報の適正な加工

Q11-4-2 個人情報を、安全管理措置の一環等のためにマスキング等によって匿名化した場合、匿名加工情報に相当するのですか。

A11-4-2 匿名加工情報を作成するためには、匿名加工情報作成の意図を持って、法第 36 条第 1 項に基づき、施行規則第 19 条各号で定める基準に従い加工する必要があります。

したがって、匿名加工情報作成基準に基づかずに、個人情報を安全管理措置の一環等のためにマスキング等によって匿名化した場合には、匿名加工情報としては扱われませ

ん。

(平成 30 年 7 月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

Q11-4-3 個人情報を加工して匿名加工情報を作成する場合についても、利用目的として特定する必要がありますか。

A11-4-3 利用目的の特定は個人情報が対象であるため、個人情報に該当しない匿名加工情報は対象となりません。また、匿名加工情報への加工を行うこと自体を利用目的とする必要はありません。

(平成 30 年 7 月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

4-3 匿名加工情報等の安全管理措置等

Q11-13-2 匿名加工情報の作成の委託を複数の会社から受けることは可能ですか。その場合、どのようなことに留意する必要がありますか。

A11-13-2 複数の会社から匿名加工情報の作成の委託を受けることは可能です。ただし、委託を受けた各個人情報の取扱い及び匿名加工情報の作成については、各委託者の指示に基づきその範囲内で独立した形で行う必要があります。異なる委託者から委託された個人情報を組み合わせたり、突合したりすることはできません。

(平成 30 年 7 月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

4-4 匿名加工情報の作成時の公表、匿名加工情報の第三者提供

Q11-17-2 匿名加工情報を作成する際に元の個人情報に含まれるある項目の情報の全てを削除した場合、あるいは、その全てを置き換えた場合に、その項目について、匿名加工情報を作成したとき、あるいは、第三者に提供したときに公表する必要がありますか。

A11-17-2 匿名加工情報を作成する際に、元の個人情報に含まれるある項目について、その情報の全てを削除あるいは置き換えた場合には、匿名加工情報の作成あるいは第三者提供の際の公表事項として当該項目を含める必要はありません。

(平成 30 年 7 月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

Q11-17-3 匿名加工情報を作成した際に公表する個人に関する情報の項目の一部を「等」として省略することはできますか。また、「個人に関する情報の項目」の分類をどの程度、細かくする必要がありますか。まとめることは可能ですか。

A11-17-3 匿名加工情報を作成したときは、匿名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」を公表する必要があります。公表される匿名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」を省略することはできません。

また、「個人に関する情報の項目」は、どのような情報が匿名加工情報に含まれているか、一般的かつ合理的に想定できる程度に分類する必要があります。その範囲であれば、「購買履歴」等とまとめた形で項目を示すことも考えられます。

(平成30年7月追加)

(更新理由)

追加時期を明記しました。

5 個人データの漏えい等事案対応告示

Q12-6 ~~漏えい等事案についてが発生した場合、個人情報保護委員会等に報告する際の様式はありますか~~には、どのような方法で報告すればよいですか。

A12-6 ~~参考となる報告書の様式を、個人情報保護委員会のホームページにおいて公表していますので、そちらをご利用ください~~漏えい等事案の報告フォームを設置していますので、当該報告フォームから報告してください。なお、様式に規定された事項が全て含まれるものであれば、異なる様式による報告も可能です報告先が事業所管大臣又は認定個人情報保護団体となる場合は、当該報告先が定める方法に従ってください。

(平成29令和元年5-6月更新)

(更新理由)

報告方法の変更に伴い修正を行いました。